

解説

初等中等教育における教育の情報化に関する 平成17年度の施策の概要について

文部科学省初等中等教育局参事官付情報教育調査官 沓掛 誠

1. 学校教育の情報化

子どもたちが高度情報通信ネットワーク社会に主体的に対応できるよう、必要な資質を養うなど、情報社会に適切に対応していくことは我が国の重要な課題となっている。文部科学省においては、このような課題に対応するため、「教育の情報化」を推進している。

「教育の情報化」は、子どもたちがITを活用し、情報社会に主体的に対応できる「情報活用能力」を育成することを目的とした「情報教育」の実施と、各教科等の目標を達成する際に効果的にITを活用することとの2つがある。

情報教育については、平成14年度以降に段階的に実施されている学習指導要領において、小学校においては、各教科等の指導にあたり児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、適切に活用する学習活動を充実させ、中・高等学校においては、各教科等の指導にあたり、生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用できるようにする学習活動を充実させることとした。加えて、中学校技術・家庭科における指導内容として、「情報とコンピュータ」を必修として位置づけ、高等学校においても、教科「情報」を新設し、必修とするなど、一層の充実を図ってきたところである。

一方、各教科等の目標を達成する際に効果的にITを活用することについては、「2005年度に世界最先端のIT国家となる」との目標を達成するため

に、内閣に設置されているIT戦略本部が決定した「e-Japan重点計画2004」等において、平成17年度までに達成すべき目標として、「概ねすべての公立小中高等学校等が高速インターネットに常時接続できるようにする」「必要な校内LANの整備等により、すべての教室がインターネットに接続できるようにする」「概ねすべての公立学校教員が、ITを活用して指導ができる能力を身に付けられるようにする」等が掲げられている。

文部科学省においては、同計画に掲げられた内容以外にも、すべての小・中・高等学校等からインターネットにアクセスでき、すべての学級のあらゆる授業において教員および児童生徒がコンピュータを活用できるようにするため、さまざまな施策を展開しているが、概ね、以下のように整理することができる。

- ・教育用コンピュータの整備
- ・インターネット接続の促進
- ・校内LANの整備の促進
- ・独立行政法人教員研修センターを活用した地域リーダーとなりうる者へのIT指導力向上に資する研修の開催
- ・教育用コンテンツの活用促進
- ・教育情報ナショナルセンターの機能の整備

教育用コンピュータ等の整備については、平成12年度からの6年計画により、各小・中・高等学校等のコンピュータ教室に児童生徒1人あたり1台のコンピュータの整備、各普通教室に2台ずつ、各学校に特別教室用として6台ずつのコンピュータの整備ができるよう、必要な経費について地方

交付税措置を講じている。

インターネットへの接続についても、光ファイバーやADSL等の高速回線への切り替えも含め、回線使用料について地方交付税措置を講じている。

また、教員のIT指導力向上については、国、都道府県、各学校のそれぞれのレベルにおいて、体系的な研修を実施している。前出の「独立行政法人教員研修センターを活用した地域リーダーとなりうる者へのIT指導力向上に資する研修」は、当該「体系的な研修」のうち、「国」レベルの研修として位置づけられるものである。加えて、平成15年度から「e-教員プロジェクト」の一環として開発している「e-ラーニング型のIT指導力養成研修システム」は、Web上で公開し、全国の教員に提供している。

2. 学校教育情報化推進総合プラン

このような「学校教育の情報化」を総合的に推進するため、文部科学省では、平成17年度においては、平成16年度まで実施されていた「IT活用推進総合プラン」及び「e-教員プロジェクト」を統合し、新たな事業を追加して、「学校教育情報化推進総合プラン」を新設した。

同プランの趣旨は、初等中等教育における児童生徒の情報活用能力の育成及び各教科等におけるITを活用した確かな学力の育成を図るため、情報モラル等の指導の普及、学校のIT環境の整備の促進、高度なIT人材の育成に資する教育の普及等にかかる事業を実施するというものであり、具体的な事業の内容は以下のとおりである。

(1) 情報モラル等指導サポート事業

情報モラル等の効果的な指導手法について検討し、モデル校において、当該手法による指導モデル事業を実践するとともに、指導上の質問等に対応するヘルプデスクの開設、教員向け指導資料の作成普及等を行う。また、指導主事等を対象とした情報モラル等の指導手法の普及フォーラムを実施する。本事業は、平成17年度の新規事業である。

(2) e-Japan実現型教育情報化推進事業

校内ネットワーク整備の遅れている自治体へ専

門家等を派遣して、教員向けの講習会を開催し、自らネットワークを管理・運営できる教員等を育成するとともに、その活用を促す。その他、校内ネットワークの整備・管理・運営等に関するヘルプデスクの設置、校内ネットワーク活用事例の収集及び提供等を行い、「e-Japan重点計画2004」の目標達成を図る。本事業は、平成17年度の新規事業である。

(3) IT人材育成プロジェクト

高度なIT人材を育成するため、指定した高等学校において先進的なカリキュラムによる指導を行うとともに、選抜された生徒を対象に、IT関連企業で活躍する技術者等を講師とする特別講習を実施する。本事業は、平成16年度「IT活用推進総合プラン」において行われていたものを引き継ぎ、継続して行う事業である（(4)(6)も同様）。

(4) ネットワーク配信コンテンツ活用推進事業

学校において、民間事業者からネットワークで提供される教育用コンテンツを購入し、児童生徒の学力向上に資するような効果的な活用方策について研究する。

(5) e-教員プロジェクト

e-ラーニング型のIT指導力養成研修システムの整備や、教科を同じくする教員の教育情報の共有化を促進するためのモデル事業を実施する。本事業は、平成16年度、独立して行われていたものを「学校教育情報化推進総合プラン」に組み込み、継続して行う事業である。

(6) 教育の情報化に関する実態調査

各都道府県・市町村における公立小・中・高等学校等のコンピュータの整備状況、インターネットへの接続状況等について調査し、その結果を公表するとともに、重点的・戦略的に取り組むべき課題の分析等に活用する。

(7) 学校情報化推進に資する研究等

ITを活用した教科指導の改善のための調査研究、各教科における授業での効果的なIT活用方法、授業風景等を動画で見ることができるWebサイト「IT授業」実践ナビ」の整備等を実施する。